

熊本県総合保健センター条件付一般競争入札（事後審査型）公告共通事項

熊本県総合保健センター（以下、当センターという。）が行う条件付一般競争入札（事後審査型）に関する公告共通事項は以下のとおりとする。

1 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 入札に参加する者に必要な資格に係るすべての要件は、特別の定めがある場合を除き、入札日において満たしていなければならない。
- (2) 入札に参加する者（特定建設工事共同企業体を対象に入札を行う場合は、入札に参加する特定建設工事共同企業体の構成員）は、次の要件をすべて満たしていなければならない。
 - ア 公告の日から入札日までの間のいずれの日においても、熊本県の指名停止措置を受けていないこと。
 - イ 公告の日から入札日までの間のいずれの日においても、建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項又は第5項の規定による営業停止処分を受けていないこと。
 - ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づいて更生手続開始の申立てがなされている者及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づいて再生手続開始の申立てがなされている者である場合にあっては、手続き開始の決定がされていること。
 - エ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定による入札参加制限を受けていないこと。
- (3) 入札に参加する者に必要な資格において建設業法第15条の許可（特定建設業許可）を要さない工事であっても、下請代金の額によっては、建設業法第3条第1項の規定により特定建設業許可が必要となる場合がある。この場合には、建設業法第26条の規定により主任技術者にかえて監理技術者を配置しなければならない。
- (4) 特定建設工事共同企業体の構成員としての施工実績を用いる場合は、20%以上の出資比率のものに限る。また、この場合、「請負金額、規模、その他入札参加資格に定めたものの（数値等）」は、全体の規模を施工実績としてみなす。

2 入札方法等

- (1) 入札参加者は、書面により入札を行うものとする。
- (2) (1)の書面による入札を行う者は、指定した入札日時までに入札書を作成の上、次の事項を記載した封筒に封入して、持参により提出すること。
 - ア 提出者の商号又は名称
 - イ 入札書が在中している旨
 - ウ 当該入札等に係る建設工事等の名称及び入札日

- (3) 電報、電子メール又は郵送による入札は、認めない。
- (4) 次に掲げる場合は、その者の入札を無効とする。
 - ア 公告に定める入札に参加する者に必要な資格のない者が入札を行ったとき。
 - イ 入札に際しての注意事項に違反した入札を行ったとき。
 - ウ 設計図書を受領していない者が入札を行ったとき。
- (5) 開札の結果、最低価格入札者を落札候補者として選定した後、落札者の決定を保留し、開札手続きを終了するものとする。この場合において、最低価格入札者が2者以上あるときは、くじを実施し、1者の落札候補者を選定するものとする。
- (6) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないとき（最低制限価格を設けた場合は、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の入札がないとき。）は当該入札を中止し、後日改めて入札を行うものとする。

3 入札保証金

免除する。

4 工事費内訳書

- (1) 入札参加者は、入札の際に工事費内訳書を提出しなければならない。提出しない者は、当該入札を無効とする。
- (2) 工事費内訳書の記載内容及び様式は別に指定する。
- (3) 入札参加者は、その提出した入札書又は工事費内訳書を書換え又は撤回することができない。

5 落札者の決定方法

- (1) 本工事の入札で、低入札価格調査基準価格を下回る入札があった場合においては、落札候補者決定を保留し低入札価格調査実施要領に基づく調査を行い、調査終了後、適合されると認められる場合、落札候補者を通知する。
なお、その際、当該入札を行った者は、事後の事情聴取等に協力しなければならない。落札候補者となる入札価格が、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるて著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限内の価格をもって入札した他の者のうち、次点順位者を落札候補者とする。
- (2) 落札候補者の入札参加資格の審査を行い、その結果、資格要件を満たしていることを確認したときは、その者を落札者として決定するものとする。
- (3) 候補者が資格要件を満たしていることが確認できない場合は、その者の入札を無効とし、入札を無効と決定された者を除いた最低価格入札者から資格要件確認書類を提出させ、同様の審査を落札者が決定するまで行うものとする。
- (4) (2)の場合において、入札を無効と決定された者を除いた最低価格入札者が2者以上あるときは、くじを実施し、1者の落札候補者を選定するものとする。なお、入札を無効と

決定された者を除いた入札者のうち、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないとき（最低制限価格を設けた場合は、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の入札がないとき。）は、再度入札を行うものとする。

- (5) 落札者を決定した場合は、当該入札参加者に対して、その旨を公表するものとする。

6 資格要件確認書類

- (1) 開札手続の終了後、落札候補者に対し、資格要件確認書類の提出を求めるものとする。
- (2) 当該書類の提出を求められた落札候補者は、入札公告に定める資格要件確認書類を指定する期限までに提出しなければならない。
- (3) 資格要件確認書類の提出を求められた者が次のいずれかに該当する場合には、その者は資格要件を満たしていないものとみなす。
- ア 当センターが定める期限までに全ての資格要件確認書類の提出をしない場合
- イ 資格要件の確認のために当センターが行った指示に従わない場合
- ウ 提出した資格要件確認書類によって資格要件を満たしていることが確認できない場合
- エ 提出した資格要件確認書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 提出された資格要件確認書類は、当該入札に係る資格要件の確認以外には無断で使用しない。
- (5) 入札を無効とする旨の通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して3日以内に、その理由の説明を求めることができる。

7 経営事項審査の総合評定値通知書の写しの提出

- (1) 落札者となった者は、契約を締結すべき日に、当該日の1年7か月前以降の日を審査基準日とする経営事項審査の総合評定値通知書の写しを提出しなければならない。
- (2) (1)の経営事項審査の総合評定値通知書の写しの提出を拒否した者については、この工事の請負契約を締結しない。
- (3) (1)の経営事項審査の総合評定値通知書の写しの提出をしないまま落札決定の日から7日を経過した場合も、(2)と同様とする。

8 契約保証金

請負代金額の100分の10以上を納付しなければならない。ただし、有価証券等の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証証券の提出をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、履行保証保険証券の提出があった場合は、契約保証金の納付を免除する。

なお、低入札価格調査実施要領に基づく調査を受けた者については、請負金額の100分の30以上を納付するものとする。

9 配置予定技術者及び現場代理人の取扱い

- (1) 配置予定技術者は、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条第2項が適要される工事を除き、他の工事の主任技術者等として配置されていないこと。
- (2) 資格要件で「監理技術者の資格を有する者」とある場合は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者でなければならない。
- (3) 配置予定技術者は、入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者でなければならない。なお、恒常的な雇用関係とは、入札日までに引き続き3か月以上の雇用関係にあることをいう。
- (4) 現場代理人は入札参加者と直接的な雇用関係にある者でなければならない。
- (5) 配置予定技術者は、原則として契約日時点で配置できる技術者を記載するものとする。
- (6) 資格要件確認書類の提出期限以降は、真にやむを得ない場合を除き、配置予定技術者の変更等は認めない。
- (7) 落札後、工事の施工に当たって資格要件確認書類に記載した配置予定技術者を変更できるのは、傷病、死亡又は退職等のやむを得ないと認められる場合に限る。

10 社会保険等未加入建設業者との下請契約

受注者は、原則として次に掲げる届出の義務を履行していない建設業者等（建設業法第2条第3項に規定する建設業者及び同法第3条第1項ただし書の政令で定める軽微な建設工事のみを請け負うことを営業とする者をいい、当該義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請契約（同法第2条第4項に規定する下請契約をいい、受注者が直接締結するものに限る。以下同じ。）の相手方としてはならない。

- ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
- イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
- ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務

11 その他

- (1) 入札参加者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず見積もった契約希望の工事価格（消費税及び地方消費税相当額を除く）と産業廃棄物税を合算した金額を記載すること。
- (2) 書類の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (3) 提出された書類は返却しない。